

オーストラリアにおける 市民権の取得と喪失に関する法制度

— 2007年オーストラリア市民権法を中心に —

坂 東 雄 介

1. はじめに

1.1. 本稿の目的・検討対象

周知のように、現在のオーストラリアは、移民を積極的に受け入れている移民国家である。そして移民に関する様々な見解の中で、国家構成員の範囲、すなわち、誰を市民として受け入れ、誰を市民から排除するのかという問題が連邦結成当初¹⁾から現在に至るまで常に移民法政策において議論されている²⁾。そして、この議論の中核が市民権の取得と喪失に関する規定である。

本稿は、2007年オーストラリア市民権法の分析・検討を通じて、2007年オーストラリア市民権法が、国家構成員の範囲設定について、どのような思考の下で制定または改正されたのか、を明らかにすることを目的としている³⁾。その

1) 連邦初期の見解を整理したものとして、坂東雄介「オーストラリア連邦初期における国家構成員と移民規制—憲法典起草時の議論と初期の展開を中心として」商学討究66巻2・3号179頁（2015年）。

2) 日本においてオーストラリアの市民権に関する研究は、多文化主義の観点からの研究が多い。例えば、飯笹佐代子『シティズンシップと多文化国家 オーストラリアから読み解く』（日本経済評論社・2007年）、塩原良和「[統合]の論理から[対話]の論理へ?—オーストラリア多文化主義研究の展開—」法学研究83巻2号95頁（2010年）など。

3) 本稿に関連する先行研究のうち、オーストラリアにおける市民権を規定する法律の制定及び改正経緯に関するものとして、浅川晃広『オーストラリア移民政策論』（中央公論事業出版・2006年）。ただし、時期的な区分の観点から、2007年オーストラリア市民権法は考察の対象には含まれていない。

市民権テストに関する先行研究として、関根政美による非常に詳細な一連の研究がある（関根政美「白豪主義終焉からシティズンシップ・テスト導入まで—多

際に、本稿は、特に、同法の市民権の取得と喪失に関する規定に着目する。なぜならば、市民権の取得と喪失に関する規定は、市民の範囲を直接に設定する規定であるため、この規定を分析することによって、どのような者が市民として相応しいのか、市民であることの価値は何か、市民権はどのような意味を有しているのか、という問題を明らかにするときの手がかりとなるものだからである。

本稿の構成は次の通りである。まず、2007年オーストラリア市民権法のうち、市民権の取得と喪失に関する規定の概要を明らかにし、分析する。その際、2007年改正の目玉の1つである帰化要件に関する市民権テスト、及び2015年に改正された二重市民権を有する者に対する市民権喪失事由の拡大を主な対象とする。次に、市民権に伴う権利及び義務について、2007年オーストラリア市民権法前文及び各種法制度の分析を通じて明らかにする。

なお、大英帝国臣民からの独立に伴う経過規定、領土の変更、自治領（ノーフォーク島など）における市民権取得の問題は例外的事象であるため、本稿では扱わない。

1.2. 用語の整理

本論に入る前に、用語の意味、表記などの点について注記しておく。

(1) 憲法と憲法典について

本稿では、実質の意味における憲法（「国家または政府の構造・組織の秩序」

文化社会オーストラリアのガバナンス—」法学研究83巻2号1頁（2010年）、「ハード・シティズンシップ・テストからラッド・シティズンシップ・テストへ—多文化社会オーストラリアのガバナンス—」法学研究84巻6号31頁（2011年）、「多文化社会オーストラリアのシティズンシップ・テスト」学術の動向（2009年10月号22頁）。また、松井佳子「多文化社会における社会統合に関する一考察：オーストラリアのシティズンシップ・テスト導入について」山梨学院短期大学研究紀要29巻171頁（2009年）も市民権テストの背景を詳細に分析している。ただし、これらは、市民権テストに関する研究であり、2007年オーストラリア市民権法全体を俯瞰する視点を提供するものではない。

と解する)を組織的・網羅的に編纂した制定法という意味で「憲法典」という用語を用いる⁴⁾。オーストラリアは、実質的意味の憲法に属するが憲法典には規定されていない領域が多く(例えば、首相・内閣の権限、地位、総督との関係など⁵⁾)、オーストラリア憲法を理解及び説明するためには、実質的意味における憲法と憲法典の区別は有益である。

(2) 「市民権 (Citizenship)」の定義について

「市民権」とは、様々な意味を有する概念であるが⁶⁾、本稿では、特に断らない限り、国家の構成員資格として法的に定められたものという意味で用いる。この意味では、日本法における「国籍」と同義である。

(3) 訳語について

オーストラリア連邦憲法典を翻訳するに際し、天野淑子「オーストラリア連邦」萩野芳夫＝畑博行＝畑中和雄(編)『アジア憲法集〔第2版〕』(明石書店・2007年)19頁を参考にした。また、法律用語の訳語は、田中英夫(編集代表)『英米法辞典』(東京大学出版会・1991年)を参考にした。ただし、原文の意味を改変しないように注意しつつ訳語を変更した箇所もある。

4) 小嶋和司『憲法概説』(信山社・2004年)17頁、小嶋和司『憲法学講話(オンデマンド版)』(有斐閣・2007年)7頁、小嶋和司＝大石眞『憲法概観〔第7版〕』(有斐閣・2011年)12頁。日本国憲法の解釈学においては、憲法＝日本国憲法と捉えられているため、実質的意味の憲法と憲法典の区別は不要かもしれないが、研究領域によってはこの区別は有用である(赤坂正浩「憲法概念について」『世紀転換期の憲法論』(信山社・2015年)299頁)。

5) この点については、Helen Irving, *Five Things to Know Australian Constitution* (Cambridge University Press, 2008) が詳しい。

6) 市民権に関する考え方を整理したものとして、デレック・ヒーター(著)／田中俊郎＝関根政美(訳)『市民権とは何か』(岩波書店・2002年)、ドミニク・シュナペール(著)／富沢克＝長谷川一年(訳)『市民権とは何か』(風行社・2012年)。

2. オーストラリアにおける構成員に関する法制度の変遷

2007年オーストラリア市民権法について述べる前に市民権に関する法制度を制定する根拠及び法制度の変遷について簡単に触れておく。

2.1. 構成員を設定する権限の根拠

オーストラリア連邦憲法典51条は、「議会は、この憲法典に従って、連邦の平和、秩序及び適正な統治のために、次に掲げる事項に関する法律を制定する権限を有する」と規定し、連邦議会が制定することができる事項について列挙している。その中で、51条(4)は、「帰化及び外国人 (naturalization and aliens)」と規定している。連邦議会は、この規定を根拠として、国家構成員資格に関する法律を制定することができる⁷⁾。以下に挙げる国家構成員資格に関する法制度もこの権限に基づく。

2.2. 2007年オーストラリア市民権法に至るまでの法制度の変遷

オーストラリアにおける国家構成員に関する法制度は、1903年帰化法⁸⁾に始まる。ただし、この時期のオーストラリアは大英帝国の植民地という性質からオーストラリア独自の国家構成員資格を有さず⁹⁾、帰化の効果も大英帝国臣民と同様の権利・地位を取得することに過ぎなかった¹⁰⁾。

途中でいくつかの法改正はあったものの、オーストラリアにおける最初の包括的な国家構成員に関する法制度は1949年に成立した1948年国籍及び市民権

7) Gabriel A Moens & John Trone, *The Constitution of the Commonwealth of Australia Annotated* (LexisNexis Butterworths, 8th ed, 2012) 148 [283], George Williams et al, *Australian Constitutional Law & Theory* (Federation Press, 6th ed, 2014) 945-946 [21.32-21.34].

8) *Naturalization Act 1903* (Cth).

9) この点については、坂東・前掲注(1)188-205頁, 207-211頁参照。

10) *Naturalization Act 1903* (Cth) s 8.

法¹¹⁾¹²⁾である。これは、オーストラリアが、「大英帝国内における自律した共同体」¹³⁾であることを明らかにしたバルフォア宣言（1926年）及びウェストミンスター憲章（1931年）以降、独自の法的地位を獲得し始め、「それまで法的実体として『英国臣民』しか存在していなかったところ、英連邦の各国が独自に市民権を創設し、同時にそれぞれの市民権を英国臣民として認定する方向性が打ち出されたことによるもの」¹⁴⁾であった。「オーストラリア市民権の創設が、オーストラリア的要素を強化するものとして位置づけられてい」¹⁵⁾た。

その後、1969年に「1948年市民権法」¹⁶⁾、1973年には「1948年オーストラリア市民権法」と名称変更され¹⁷⁾、1949年以降、上記2つの改正を含めて合計36回の改正が行われた¹⁸⁾。そして、複雑になっていた規定を整理し、「1948年法を既にオーストラリア市民である者及び市民権を取得することを希望する者双方にとってアクセスしやすく、容易に理解しやすい」¹⁹⁾ようにすること、及び2001年にアメリカ合衆国において生じた同時多発テロ以降必要性が高まった個人情報把握と安全対策を実現することを目的として²⁰⁾抜本的な改正が行わ

11) *Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth). この法律の概要及び制定経緯については、浅川・前掲注(3)91-110頁が詳しい。なお、条文の名称に用いられている「Nationality」は、本稿では「国籍」と訳すが、この法律では、Nationalityとは British Nationality を意味している。

12) この法律は、51条19号の「帰化及び外国人」権限の行使の一環として理解されているが、出生に基づく市民権取得をも規定することは、帰化及び外国人の権限に含まれるのか、実質的には、51条19号は、国籍及び市民権に関する法律を制定できると変容しているのではないか、という疑問が提示されている (Kim Rubenstein, 'Citizenship in Australia: Unscrambling its Meaning' (1995) 20 *Melbourne University Law Review* 503, 505-506)。

13) Balfour Declaration 1926, pp 2.

14) 浅川・前掲注(3)93頁。

15) 同・99頁。

16) *Citizenship Act 1969* (Cth).

17) *Australian Citizenship Act 1973* (Cth).

18) Ann Palmer, Rosemary Bell, Angus Martyn, Patrick O'Neill and Peter Prince Law and Bill Digest Section, *Bill Digest*, No 72-73, 2005-06, 7 December 2005, 3.

19) *Ibid* 4.

20) *Ibid* 8.

れ、現行法である2007年オーストラリア市民権法²¹⁾に至っている。以下では現行法制度の中でも、市民権の取得と喪失に関する法制度について概要を説明するとともに、その法的問題について取り上げる。

3. 市民権の取得と喪失に関する規定の概観と問題

2007年オーストラリア市民権法では、市民権の取得と喪失に関する規定はPart 2に規定されている。市民権の取得は、自動的取得 (Division 1) と申請による取得 (Division 2) に区分され、市民権の喪失はDivision 3に規定されている。以下では、順に、自動的取得 ([3.1]), 申請による取得 ([3.2]), 市民権の喪失 ([3.3]) について取り上げる。

3.1. 自動的取得 (ss 11-15)

〔s 12 出生による市民権

- (1) 以下の場合にオーストラリアにて出生した者はオーストラリア市民である。
 - (a) その者が出生した時点において、親の1人がオーストラリア市民若しくは永住者である。；または
 - (b) その者が出生の日より10年間オーストラリアにおける通常の居住者(ordinarily resident) である。〕

1948年国籍及び市民権法では、オーストラリア国内において出生した者(ただし外交官、領事職員、敵性外国人の子どもは除く)は自動的にオーストラリア市民権を取得することになっていたが²²⁾、1986年には、出生地主義の限定がされ、オーストラリア国内で出生したとしても、出生時に少なくとも両親のうちどちらかがオーストラリア市民または永住者であることが市民権を自動的に

21) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth).

22) *Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth) s 10.

取得するための要件となった²³⁾。したがって、一時滞在者や入国が禁止された者の子どもは、たとえオーストラリア国内において出生したとしても自動的に市民権を取得するわけではない²⁴⁾。また、両親のうちどちらかが敵性外国人の場合にも市民権は取得しない²⁵⁾。

限定的な出生地主義が導入された理由について、1986年改正のBill Digestでは、次のように説明している。

「自動的に市民権を取得する権利は、1985年に人権委員会（HRC）に付託された2つの事例において検討されている。両事例とも両親がオーストラリアから退去させられた場合にオーストラリアにおいて出生した子どもの権利に関連している。両事例において、HRCは、両親を退去強制させる判断はオーストラリア市民である子どもも同時に退去させることを含むと結論を下している。この結論は、大臣によって拒否された。大臣は、もし両親がオーストラリア国内において出生した自らの子どもを国外に連れて行くことを選択したならば、禁止された外国人に対する退去強制は、実際にはオーストラリア市民に対する退去強制と等しいことにはならないだろうと宣言していた。両事例とも、HRCは、家族の離散は、関与する子供の人権と矛盾・衝突を招くことになると述べた。」²⁶⁾

また、法改正の前年である1985年には、1982年にオーストラリア国内におい

23) *Australian Citizenship Amendment Act 1986* (Cth) s 4.

24) Explanatory Memorandum, *Australian Citizenship Amendment Bill 1986* (Cth) 2.

25) s 12(2)では次のように規定している。

「ただし、その者が出生の時点で次の要件を満たす場合はオーストラリア市民ではない。

(a) 親が敵性外国人である。：かつ

(b) 出生した場所が敵によって占領されているとき。ただし、次の場合を除く。

そのとき、もう一人の親が

(c) オーストラリア市民または永住者である。：かつ

(d) 敵性外国人ではない。」

26) Hon. Chris Hurford, M.P., Minister for Immigration and Ethnic Affairs, *Bill Digest*, No.14, 1986, 19 February 1986, 1.

て出生した子（したがって、この時点における法制度ではオーストラリア市民である）を有するトンガからオーストラリアに入国し、後に滞在期限が切れて不法滞在となった両親に対する退去強制が争われた事件において、両親に対する退去強制は実質的には子どもに対する退去強制となるものであるという理由に基づいて両親に対する退去強制を取消す判決²⁷⁾も下されていた。このような状況を防ぎ、両親とともに子を退去強制させるために子が市民権を自動的に取得しないように改正された。

自動的取得に関するs 12(1)は、1986年改正をそのまま受け継いでいる。なお、自動的取得には、養子による場合²⁸⁾、遺棄された児童の場合²⁹⁾、領土の編入による場合³⁰⁾もある。

3.2. 申請による取得

申請による市民権の取得については、血統による市民権 (Subdivision A)、国際間養子に関するハーグ条約または当事国合意に基づく養子に対する市民権 (Subdivision AA)、付与による市民権 (Subdivision B)、市民権の再開 (Subdivision C) に分けられる。

27) *Kioa v West* (1985) 159 CLR 550 [43] per Mason J.

28) 「s 13 養子による市民権

以下の要件を満たす者はオーストラリア市民である。その者が

- (a) 州または連邦統治領 (Territory) において有効な法律に基づいて養子となった。；かつ
- (b) 養子となった時点において養親がオーストラリア市民である者または共同養親のうち少なくとも1人がその時点においてオーストラリア市民である者である。；かつ
- (c) その時点においてオーストラリア国内に永住者として居住している。」

29) 「s 14 遺棄された児童の市民権

オーストラリア国内に遺棄された児童として見つかった者は、反証がない限りオーストラリア市民である。」

30) 「s 15 領土の編入による市民権

(1) 以下の者はオーストラリア市民である。

- (a) 領土がオーストラリアの一部となる。；かつ
- (b) その者がこの条文に定める決定において指定された集団に属する。」

3.2.1. 血統による市民権 (ss 15A-19A)

「s 16 市民権の申請及び資格

- (1) 何人も大臣に対してオーストラリア市民となるための申請をすることができる。
- (2) 1949年1月26日以降にオーストラリア国外にて出生した者は、次の要件を満たすとき、オーストラリア市民になる資格を有する。
 - (a) 出生の時点において、親がオーストラリア市民である。；かつ
 - (b) 親がこのSubdivisionまたはSubdivision AAまたは旧法s 10またはB10またはC11の下でオーストラリア市民となった場合は、出生の時点において
 - (i) 親が現在オーストラリアに申請前の時点において合計で最低2年間居住している（不法滞在在外国人として居住している場合を除く）。；または
 - (ii) 申請者が、申請までの時点においてどの国の国民または市民ではない。；
かつ
 - (c) もし申請者が申請の時点において18歳以上であるならば、申請者は、大臣決定の時点において、良き人物（good character）であること満たさなければならぬ。」

旧法では、出生から一定の年月以内に登録した者だけが血統による市民権を取得できたが、2007年改正によって、血統による市民権取得の際の登録に関する年齢要件が撤廃された³¹⁾。1949年に制定された旧1948年国籍及び市民権法³²⁾では、登録期間は1年以内であったが、後に18年以内と改正され³³⁾、2002年には25年以内とされた³⁴⁾³⁵⁾。「しかしながら、オーストラリア人の中には、血統による市民として子どもを登録する期限の存在を知らず、その結果として、血

31) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 2-0.

32) *Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth) s 11.

33) *Australian Citizenship Amendment Act 1984* (Cth) s 10.

34) *Australian Citizenship Legislation Amendment Act 2002* (Cth) sch 2 part 1, s 2.

35) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 2-1.

統による市民として登録する資格を有する子どもと、1984年の時点では18歳に達しておらず、現在では25歳を過ぎているため、登録資格を有さない子どもがいる家族も存在している」³⁶⁾。このような不整合を解消するために年齢制限が撤廃された。

s 17(1)では、s 16による申請が行われた後、大臣は、書面により承認・不承認を決定しなければならない³⁷⁾。この決定に際し、大臣は、申請者がs 16の要件を満たしたならば「申請者がオーストラリア市民になることを承認しなければならない (must approve)」³⁸⁾とされている³⁹⁾。逆に、申請者がs 16の要件を満たしていない場合には「承認してはならない (must not approve)」⁴⁰⁾とされていることから、大臣に裁量はない。申請者の個人の情報が把握できない場合及び国家の安全に関わる場合にも、大臣は市民権の取得を拒否しなければならない⁴¹⁾。s 17に基づく大臣決定について、行政不服審判所 (Administrative Appeals Tribunal) に対して不服審査を申し立てることができる⁴²⁾。

3.2.2. 国際間養子に関するハーグ条約または当事国合意に基づく養子に対する市民権 (ss 19B-19F)

「s 19C 市民権の申請と資格

(2) 以下の場合には、申請者は、オーストラリア市民となる資格を得る。

(a) 申請者が以下の者のとき条約締結国または外国の管轄下で養子となる。

(i) 養子縁組の時点においてオーストラリア市民である養親；若しくは

36) Ibid.

37) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 17(1).

38) Ibid s 17(2). なお、旧法 (*Australian Citizenship Act 1948*) には大臣の裁量に関する規定は存在しなかった。

39) オーストラリアでは、法律を制定する際に条文の文言によって裁量の有無を決定している。例えば、条文に「must」を用いる場合には義務的、「may」を用いる場合には裁量があるとされる (*Attorney-General's Department, 'Australian Administrative Law Policy Guide' (2011) 9*).

40) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 17 (1A).

41) Ibid ss 17(3)-(4B).

42) Ibid s 52(1)(a).

- (ii) どちらか一方が養子縁組の時点においてオーストラリア市民である養親；若しくは
 - (iii) 双方が養子縁組の時点においてオーストラリア市民である養親；かつ
 - (b) その国において発行された養子証書が有効である。；かつ
 - (c) 国際間養子規制または二国間合意規制の下で、養子縁組が、連邦及び各州・準州の法律において承認され有効である。；かつ
 - (d) 申請者と、養子縁組をする直前の申請者の両親との法的関係が終了している。；かつ
 - (e) (a)(i)または(ii)が適用されるときであって、かつ、養子縁組の時点において養親がSubdivision A（血統による市民権）またはこのSubdivisionによるオーストラリア市民のとき、養親は(3)の要件を満たす。；かつ
 - (f) (a)(iii)が適用されるときであって、かつ、どちらかの養親がSubdivision A（血統による市民権）またはこのSubdivisionによるオーストラリア市民のとき、養親のいずれかまたは双方は、(3)の要件を満たす。；かつ
 - (g) もし申請者が申請の時点において18歳以上であるならば、申請者は、大臣決定の時点において、良き人物（good character）であることが認められる。
- (3) 養親が申請前に合計2年以上オーストラリアに居住していた（ただし不法滞在外国人としての居住を除く）ならばこの要件を満たす。」

この規定は、国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約⁴³⁾に対する対応として、「国外で出生したオーストラリア市民の子がオーストラリア市民となる手法と同様に、国外でオーストラリア市民の養子となった子がオーストラリア市民となることを認める」⁴⁴⁾ことを目的として導入された。オーストラリアは、同条約には1998年に署名・批准し、それを受けて家族法の改正を

43) *Convention on Protection of Children and Co-operation in respect of Intercountry Adoption*, opened for signature 1 May 1995, [1998] ATS No 21 (entered into force 1 December 1998).

44) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 2-7.

行ったが⁴⁵⁾、市民権法には手を付けていなかった。この規定は、国外における養子縁組に関する家族・人道サービスに関する下院常設委員会による勧告⁴⁶⁾を受けて導入された⁴⁷⁾。

s 19D(1)では、s 19Cによる申請が行われた後、大臣は、書面により承認・不承認を決定しなければならないと規定している⁴⁸⁾。この決定に際し、大臣は、申請者がs 19C(2)の要件を満たしたとしても承認を拒否できる (may refuse to approve)⁴⁹⁾。申請者の個人の情報が把握できない場合及び国家の安全に関わる場合、大臣は承認を拒否しなければならない⁵⁰⁾。申請者は、s 19Dの大臣決定について、行政不服審判所に対して不服審査を申し立てることができる⁵¹⁾。

3.2.3. 帰化要件（付与による市民権取得, ss 19G-28）

〔s 20 市民となるための要件〕

申請者は以下の要件を満たしたときにオーストラリア市民となる。

- (a) 大臣がs 24(1)の下、申請者がオーストラリア市民となることを承認したとき；かつ
- (b) 申請者がオーストラリア市民となるための宣誓を求められて宣誓したとき

s 21 申請及び市民権取得資格

- (1) 何人も大臣に対してオーストラリア市民となる申請をすることができる。

〔一般的要件〕

- (2) 大臣が以下の要件を全て満たすと判断した場合には、申請者はオーストラリア市民となる資格を得る。申請者が

45) *Family Law Amendment Act 1998* (Cth).

46) House Standing Committee on Family and Human Services, *Parliament of Australia, Overseas Adoption in Australia* (2005).

47) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 2-7.

48) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 19D(1).

49) *Ibid* s 19D(3).

50) *Ibid* s 19D(4)-(5).

51) *Ibid* s 52(1) (aa).

- (a) 申請時に18歳以上である。；かつ
- (b) (i)申請時および(ii)申請に対する大臣決定時に永住者である。；かつ
- (c) 申請時に、居住要件 (s 22参照) 若しくは特別居住要件 (s 22A若しくは s 22B参照) を満たす、または防衛役務要件 (s 23参照) を満たす。；かつ
- (d) (1)に関する申請時に申請の性質を理解している。；かつ
- (e) 英語に関する基本的知識を有する。；かつ
- (f) オーストラリアおよびオーストラリア市民権に関する責任と特権について適切な知識を有している。；かつ
- (g) 申請が承認された後も、オーストラリアに居住する可能性が高い、若しくはオーストラリアに居住し続ける、またはオーストラリアと密接で継続的な関係を維持する可能性が高い。；かつ
- (h) 申請に対する大臣の決定時に良き人物である。」

(1) 帰化に関する制度の概要

「付与による市民権 (citizenship by conferral)」取得の手続は、一般的に「帰化」と呼ばれている。この規定は、オーストラリアにおける一般的な帰化手続に関する条文である。旧法⁵²⁾では、大臣が「オーストラリア市民権証明書を付与する (grant)」という表現が用いられていたが、それに代わって、明確化するために、大臣が「オーストラリア市民権の申請を承認する (approve)」という表記に変更されているが、実質的な意味に差は無い⁵³⁾。

帰化による市民権取得要件には、一般的には、帰化以前の市民権を放棄することを要請する規定が設けられていることが多い⁵⁴⁾⁵⁵⁾。しかし、オーストラリ

52) *Australian Citizenship Act 1948* (Cth) s 13(1).

53) Revised Explanatory Memorandum, *Australian Citizenship Bill 2005* (Cth) 3-2.

54) 例えば、帰化要件を定める国籍法5条1項5号では「日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」と規定されている。

55) 他国の概要については、T. Alexander Aleinikoff & Douglas Klusmeyer, 'Plural Nationality: Facing the Future in a Migratory World' in T. Alexander Aleinikoff & Douglas Klusmeyer (eds), *Citizenship Today* (Carnegie Endowment for International Peace, 2001) 63, 66-68.

アには同様の規定が以前から存在せず、オーストラリアに帰化したとしても帰化以前の市民権を放棄する必要はない⁵⁶⁾。したがって、他国と比べて開放的な帰化制度となっている⁵⁷⁾。もっとも、国によっては他国の市民権を自発的に取得した場合にはその国の市民権を喪失する旨の規定を設けている場合がある⁵⁸⁾⁵⁹⁾。よって、帰化申請者が旧来の市民権を維持できるかどうかは、申請者の国の法制度次第で定まる。なお、二重市民権を有する者に対する剥奪事由の追加については、[3.3.3]において扱う。

一般的な帰化要件はs 21(a)-(h)に規定されているが、次の者には要件が緩和されている。永続的な身体的・精神的障がいやを有する者には、s 21(2)(c)(e)(f)は求められない⁶⁰⁾。60歳以上の者または聴覚、発話、聴覚に障がいやを有する者にはs 21(2)(e)(f)は求められない⁶¹⁾。申請者が18歳未満の者であっても大臣が承認した場合は、他の要件を満たす限りオーストラリア市民となる資格を得る⁶²⁾。ただし、オーストラリア市民である親権を有する両親⁶³⁾を有さない場合はこの規定は適用されない⁶⁴⁾。以前オーストラリア市民であった者から出生した者にはs 21(2)(a)-(g)は求められない⁶⁵⁾。パプア生まれの者にはs 21(2)(a)-(g)は求められない⁶⁶⁾。オーストラリア生まれの無国籍者であって、他国の市民権を取得

56) Kim Rubenstein, *Australian Citizenship Law in Context* (Lawbook, 2002) 136.

57) Aleinikoff & Klusmeyer, above n 55, 66-68. 近藤敦「移民政策と二重国籍の容認」比較法研究67巻129頁(2005年)。

58) 例えば、国籍法11条1項では「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定している。

59) なお、オーストラリア市民が他国の市民権を取得した場合はオーストラリア市民権を放棄する旨を定めた規定はかつてオーストラリアにも存在していたが (*Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth) s 17), 2002年の改正により削除された (*Australian Citizenship Legislation Amendment Act 2002* (Cth) sch 1, s 1)。

60) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 21(3)。

61) *Ibid* s 21(4)。

62) *Ibid* s 21(5)。

63) *Ibid* s 6。

64) Revised Explanatory Memorandum, *Australian Citizenship Bill 2005* (Cth) 3-6。

65) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 21(6)。

66) *Ibid* s 21(7)。

する見込みが低い者にはs 21(2)(a)-(h)は求められない⁶⁷⁾。これは、無国籍者の削減に関する条約に従って、オーストラリア生まれの無国籍者を減らす義務を実現するために設けられた規定である⁶⁸⁾。

(2) 大臣決定

s 24(1)では、s 21による申請が行われた後、大臣は、書面により承認・不承認を決定しなければならないと規定している⁶⁹⁾。この決定に際し、大臣は、申請者が要件を満たさなかった場合⁷⁰⁾、申請者の個人情報把握できない場合及び国家の安全に関わる場合⁷¹⁾、申請者が過去にオーストラリア法に違反して重大な犯罪を犯した者である場合⁷²⁾⁷³⁾には、申請を承認してはならない。他方、申請者がs 21に定めるいずれの要件を満たしたとしても、大臣は申請を拒否することができる (may refuse)⁷⁴⁾。

また、大臣は、まだオーストラリア市民となっていない者に対して、次の2つの場合に、帰化承認を取消することができる⁷⁵⁾。第一に、申請者がs 21(2)(3)(4)に該当するとき（一般的帰化を申請する者、永続的な身体的・精神的障がい有する者、60歳以上の者または聴覚、発話、聴覚に障がい有する者⁷⁶⁾）であつて、かつ、永住者ではないとき⁷⁷⁾、またはオーストラリアに居住し続ける若しくはオーストラリアと継続的關係を維持し続ける見込みが低いとき⁷⁸⁾、または

67) Ibid s 21(8).

68) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 3-8.

69) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 24(1).

70) Ibid s 24(1A).

71) Ibid s 24(3)-(4) (C).

72) Ibid s 24(6).

73) ただし、この規定は申請者が無国籍者である場合には適用されない (*Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 24(8))。

74) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 24(2).

75) Ibid s 25(1) (a).

76) Ibid s 25(2).

77) Ibid s 25(2) (b) (i).

78) Ibid s 25(2) (b) (ii).

良き人物ではないとき⁷⁹⁾である。第二に、帰化申請者が承認の通知を受け取った後12ヶ月以内に宣誓を怠った者であって、宣誓をしなかった理由が規則に定められたものではなかった場合⁸⁰⁾である。

16歳未満の者が帰化申請をした場合、両親の帰化が認められなければ大臣は承認を取消することができる⁸¹⁾。これは、現行の政策が子どもと親権を有する親を同時に帰化させるようにしているためであり、このことによって、両親がオーストラリア市民であるために両親の出身国の市民権を取得できない子どもが生じる可能性を防ぐことを目的としている⁸²⁾。

申請者は、s 24による不承認決定及びs 25による承認の取消し決定について、行政不服審判所に対して不服審査を申し立てることができる⁸³⁾。

(3) 宣誓制度

帰化の際には宣誓が求められ⁸⁴⁾、これは義務である⁸⁵⁾。ただし、申請による市民権取得申請者のうち、申請者が16歳未満の者、申請者が永続的な肉体的または精神的障がいを持っている者（申請時に申請の性質を理解することができない者、若しくは申請時に英語に関する基本的知識を有することを証明できない者、若しくは申請時にオーストラリアに関する適切な知識並びにオーストラリア市民権に関する責任及び特権に関する適切な知識を証明できない者）、以前オーストラリア市民であった者から出生した者、パプア生まれの者、無国籍者は除く⁸⁶⁾。大臣が申請に対する承認をする前に宣誓することはできず、事前に

79) Ibid s 25(2)(b)(iii).

80) Ibid s 25(3).

81) Ibid s 25(4).

82) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 4-9.

83) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 52(1)(b)(c).

84) なお、宣誓は帰化の際にだけ求められる。他の場合（自動的取得、血統による市民権、市民権の再開の場合など）には必要ない。

85) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 26(1).

86) Ibid s 26(1)(a)-(c).

行った宣誓は効果を有しない⁸⁷⁾。申請者が宣誓をしなかった場合、大臣は、一定の期限（12ヶ月以内）を定め、その期間内に宣誓をしなかったとき、大臣は帰化承認決定を取消することができる⁸⁸⁾。そして、宣誓は、定められた形式・規則に従って⁸⁹⁾、大臣または授権された者の面前で行われなければならない⁹⁰⁾。

このような宣誓制度自体は以前から存在したが⁹¹⁾、1993年に市民権法に前文が挿入されると同時に、宣誓の形式・文言が変更され⁹²⁾、現在に至っている。現行法では、次のような文言である。

〔1 宣誓の形式1〕

以後、神の下、私は、私が共有する民主的信念を有し、私が敬意を払う権利及び自由を有し、私が支持し従う法律を有するオーストラリア、そしてオーストラリアの人々に対して忠誠を誓います。

2 宣誓の形式2

以後、私は、私が共有する民主的信念を有し、私が敬意を払う権利及び自由を有し、私が支持し従う法律を有するオーストラリア、そしてオーストラリアの人々に対して忠誠を誓います。』⁹³⁾

宣誓の形式1と2の相違は「神の下（under God）」という文言があるかどうかである。個人の宗教的価値観に対応していずれかを選択する。以前の宣誓の文言⁹⁴⁾では、君主に対する忠誠が含まれていたが、「オーストラリアに特有

87) Ibid s 26(2).

88) Ibid s 26(3)-(6).

89) Ibid s 27(1)-(2).

90) Ibid s 26(3)-(5).

91) 例えば、*Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth) s 16(1)(a).

92) *Australian Citizenship Amendment Act 1993* (Cth).

93) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) sch 1.

94) 以前の宣誓の文言は次のとおりである。「私は、私が国王ジョージ6世、法に定められた彼の後継者、相続人に対して誠実であり、真性の忠誠を負っていること、私がオーストラリア市民として、オーストラリアの法律を誠実に遵守し、義務を負うことを全能の神の名で誓います。」(*Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth))

のものであり、オーストラリアの多文化的要素を反映させ、オーストラリアに忠誠を誓うことを許容する」⁹⁵⁾ ように変更が行われた。

(4) 居住要件

s 21(2)(c)では、帰化の際に居住要件を要求している。これを受けて、s 22では次のように規定している。

「s 22 一般的居住要件

- (1) この規定に従って、s 21の目的のために、申請者は、以下の場合は、一般的居住要件を満たさなければならない。
 - (a) 申請者が申請直前まで4年間オーストラリアに滞在していた。；かつ
 - (b) 申請者が申請直前までの4年間に不法滞在者としてオーストラリアに滞在していなかった。；かつ
 - (c) 申請者が申請直前まで12ヶ月間永住者としてオーストラリアに居住していた。」

居住要件自体は1903年帰化法のときから存在していたが⁹⁶⁾、オーストラリアにおける最初の包括的な国家構成員資格に関する法律である1948年国籍及び市民権法⁹⁷⁾では5年と規定されていた⁹⁸⁾。その後、法改正により、英語について十分な読み書き能力があると判断された場合には3年で足りると変更された⁹⁹⁾¹⁰⁰⁾。そして、1984年には2年に短縮されていた¹⁰¹⁾。このように、オースト

sch 2)

95) Parliamentary Research Service (Cth), *Australian Citizenship Amendment Bill 1993*, *Bill Digest* of 1993, 6 May 1993, 1.

96) *Naturalization Act 1903* (Cth) s 5.

97) *Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth) s 15(b), (c).

98) Explanatory Memorandum, *Nationality and Citizenship Bill 1948* (Cth) 7.

99) *Citizenship Act 1969* (Cth) s 10.

100) Ann Palmer, Rosemary Bell, Angus Martyn, Patrick O'Neill and Peter Prince Law and Bill Digest Section, *Bill Digest*, No 72-73, 2005-06, 7 December 2005, 3.

101) *Australian Citizenship Amendment Act 1984* (Cth) s 11.

リアは他国と比べると非常に短い居住要件を規定していたが¹⁰²⁾、2007年改正により、4年と延長された。その理由は、直接にはテロ対策である。オーストラリア市民の生活と価値を破壊することを防ぎ、市民権の宣誓の意味を理解するためには最低でも4年は必要である、という判断に基づく¹⁰³⁾。しかし、なぜ4年なのかという根拠は示されていない¹⁰⁴⁾。なお、直近の4年間及び1年間という居住要件が課せられているが、オーストラリア国外に滞在していた期間が一定の範囲内であれば特に問題はない¹⁰⁵⁾。

以前オーストラリア市民であった親から出生した者¹⁰⁶⁾、パプア生まれの者¹⁰⁷⁾、無国籍者¹⁰⁸⁾についてはそもそも居住要件が課せられない。また、オーストラリア生まれの者、以前オーストラリア市民であった者については、居住要件のうち、s 22(1)(a)及び(b)が課せられない¹⁰⁹⁾。

102) Rubenstein, above n 56, 109.

103) Jennifer E. Cheng, 'Promoting 'National Values' in Citizenship Tests in Germany and Australia. A Response to the Current Discourse on Muslims?' in Ricard Zapata-Barrero (ed), *Citizenship policies in the age of diversity* (CIDOB Foundation, 2009) 53, 55 <http://www.cidob.org/en/publications/publication_series/monographs/monographs/citizenship_policies_in_the_age_of_diversity_europe_at_the_crossroads>.

104) Ibid.

105) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 22(1A)

「もし:

(a) 申請者が申請直前の4年間にオーストラリアを不在にしていた。;かつ

(b) 不在の合計期間が12ヶ月を超えない。

ときには、(1)(a)について、申請者は不在期間中オーストラリアに滞在していたとみなされる。」

Australian Citizenship Act 2007 (Cth) s 22(1B)

「もし:

(a) 申請者が申請直前の12ヶ月間にオーストラリアを不在にしていた。;かつ

(b) 不在の合計期間が90日を超えない。;かつ

(c) 申請者が不在期間に永住者である。

ときには、(1)(c)について、申請者は、不在期間中、永住者としてオーストラリアに滞在していたとみなされる。」

106) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 22(6).

107) Ibid s 22(7).

108) Ibid s 22(8).

109) Ibid s 22(2).

居住要件に関する大臣裁量は次の通りである。s 22(1)(b)及び(c)が定める期間について、行政の過誤により不法滞在者として扱われていた場合には、大臣は、自らの裁量判断によって、当該期間を不法滞在者としてオーストラリアに滞在していなかったと扱うことができる¹¹⁰⁾。刑事収容施設または精神病収容施設に収容されていた場合は(1)(a)の4年間の要件を満たさない¹¹¹⁾が、大臣は、自らの裁量判断によって、この規定を適用しないことができる¹¹²⁾。s 22(1)(c)の要件について、申請者が「重大な困難」に直面した場合、大臣は、自らの裁量判断によって、要件を満たしたとして扱うことができる¹¹³⁾。オーストラリア市民と婚姻（事実婚を含む）していたが当該市民が死亡した場合、大臣は、自らの裁量判断によって、その配偶者である申請者が滞在していた期間を永住者として滞在していた期間として扱うことができる¹¹⁴⁾。

s 21(2)(c)では、帰化の際の居住要件として、上述した一般的居住要件のほか、特別居住要件を満たす者または関連する軍役務を達成した者に対する帰化も認めている。特別居住要件については、s 22A-C、関連する軍役務を達成した者についてはs 23に規定している。

特別居住要件は、2013年改正により追加された¹¹⁵⁾。これは、「オーストラリアにとって利益となる活動若しくは仕事を行っている者であり、かつ当該活動を行うためにはオーストラリア市民となる必要がある者またはその活動拠点がオーストラリア国内であるが、国外に頻繁に仕事に行く者に対して市民権となる道を提供する」¹¹⁶⁾ことを目的としている。s 22Aがオーストラリアにとって利益となる活動をする者、s 22Bが特定の活動をしている者であってオースト

110) Ibid ss 22(4A)-(5).

111) Ibid s 22(1C).

112) Ibid s 22(5A).

113) Ibid ss 22(6).

114) Ibid ss 22(9)-(10).

115) *Australian Citizenship Amendment (Special Residence Requirements) Act 2013* (Cth).

116) Mira Coombs, *Australian Citizenship Amendment (Special Residence Requirements) Bill 2013* (Cth), *Bills Digest*, No.4 of 2013-2014, 6 August 2013, 4.

ラリア国外に定期的に移動する者について規定している。前者は、直近2年間のうち最低180日間オーストラリアに居住し、申請前の12ヶ月のうち、90日間オーストラリアに居住することを求めている¹¹⁷⁾。後者は、直近4年間のうち最低480日間オーストラリアに居住し、申請前の12ヶ月のうち、120日間オーストラリアに居住することを求めている¹¹⁸⁾。どのような者がs 22A及びs 22Bに該当するかについては大臣が法的文書によって定める、とされている¹¹⁹⁾。また、特別居住要件に該当するかどうかについては、大臣が専断的に判断する裁量を有していると考えられていることから¹²⁰⁾、行政不服審判所は、権限の行使または権限行使の過誤について審査することができない¹²¹⁾¹²²⁾。

s 23では、合計90日間以上の軍役務に従事した者であれば居住要件を満たすことを規定している¹²³⁾。なお、2012年には軍役務に従事する者の家族も帰化できるように改正された¹²⁴⁾。

(5) 市民権テストの導入と2009年改正

2007年改正の中で、もっとも注目すべき点は、市民権テストの導入である。市民権テストは、帰化の一般的要件を規定するs 21(2)のうち、(f)に規定されている（〔3.2.3〕冒頭参照）。市民権テストとは、帰化申請者がオーストラリア市民としての義務と権利について適切な知識を有しているかどうかという観点から試験を行うものである¹²⁵⁾。同時に公用語である英語について基本的知識

117) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) ss 22B(1)(c)-(d).

118) *Ibid* ss 22A(1)(b)-(c).

119) *Ibid* s 22C.

120) Explanatory Memorandum, *Australian Citizenship Amendment (Special Residence Requirements) Bill 2013* (Cth) 18.

121) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 52(3).

122) Mira Coombs, *Australian Citizenship Amendment (Special Residence Requirements) Bill 2013*(Cth), *Bills Digest*, No.4 of 2013-2014, 6 August 2013, 13.

123) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 23(4).

124) *Australian Citizenship Amendment (Defence Families) Act 2012* (Cth).

125) Explanatory Memorandum, *Australian Citizenship Amendment (Citizenship Testing) Bill 2007* (Cth) 1.

を有しているかどうかの判定も含まれている。帰化が認められるためには試験に合格する必要がある¹²⁶⁾。

市民権テストはストックされた問題の中から無作為に抽出された20問で構成される。試験時間は45分間である。試験に合格するためには最低でも75%, すなわち, 20問中15問正解しなければならない。形式は, コンピューター上で3択の中から正解を1つ選ぶ選択式である。持ち込みは認められていない。なお, 受験回数に制限はない¹²⁷⁾。

市民権テストは, テキストである「私たちの共通の絆 (Our Common Bond)」から出題される。このテキストは, オーストラリアの歴史, 市民権の価値, オーストラリア社会, オーストラリアにおける重要人物の生い立ち, オーストラリアの政治制度など, 市民として身に付けるべき知識を概説している。原版である英語版のほか, 37言語に翻訳された版も用意されている。テキストは, 注文すれば無償で配布されるほか, ウェブ上でも無償配布されている¹²⁸⁾。同内容のDVD版もあり, 書籍版と同様に注文すれば無償で配布されるほか, youtube上でも公開されている¹²⁹⁾。テキストは英語版では合計で78頁あるが, 試験に出題される範囲は最初から35頁までである。2016年現在は2014年版が配布されている。

実際の試験と近いサンプル問題は, 「オーストラリアとその国民」「オーストラリアにおける民主主義の信念, 権利, 自由」「オーストラリアの政治と法」という3つのパートに分かれ, それぞれ3問, 7問, 10問用意されている。では, ここでテキストに掲載されているサンプル問題を見てみよう。

「アンザックデーは何を記念する日ですか？」

126) Ibid.

127) IMMI 11/088, Determination for the Approval of a Citizenship Test (Section 23A) 5-7.

128) 2016年現在のアドレスは, <https://www.border.gov.au/Trav/Citi/Lear/Citizenship-test/Australian-citizenship-test-resource>である。

129) 2016年現在のアドレスは, www.youtube.com/user/ImmTVである。

- a. オーストラリア・ニュージーランド連合軍によるトルコのガリポリ上陸
- b. 英国からの最初の自由移住者の到着
- c. 第一船団のシドニー湾上陸」

「オーストラリアの政治制度に関する次の文章のうち、正しいのはどれですか？

- a. オーストラリア女王がオーストラリア議会を構成する人々を選出する
- b. 政府は人々によって選ばれる
- c. 首相が下院議員を選ぶ」

「政府のどの部門が法を解釈し適用する権限を持っていますか？

- a. 立法
- b. 行政
- c. 司法」

それぞれの問題は、上から順に「オーストラリアとその国民」「オーストラリアにおける民主主義の信念、権利、自由」「オーストラリアの政治と法」のパートの問題である¹³⁰⁾。問題を見ればわかるように、極めて簡単である¹³¹⁾。実際、オーストラリア政府が公表している統計資料によれば、市民権テストの合格率は、2014-2015年は約11万4000人受験し98.6%¹³²⁾、2013-2014年は約12万1000人受験し98.7%¹³³⁾、2012-2013年は約10万4000人受験し98.3%¹³⁴⁾となっている。このように極めて高い合格率を示しているが、内訳は若干異なる。2014-2015

130) *Our Common Bond* (2014) 34-35. 訳出の際には日本語版を参考にした。

131) なお、筆者がサンプル問題を何も勉強せずに解いたところ、20問中19問正解であった。

132) Department of Immigration and Border Protection, Australian Citizenship Test Snapshot Report (30 June 2015) 2.

133) Department of Immigration and Border Protection, Australian Citizenship Test Snapshot Report (30 June 2014) 2.

134) Department of Immigration and Border Protection, Australian Citizenship Test Snapshot Report (30 June 2013) 2.

年の統計資料によれば、職業ビザで滞在している者（約6万4000人）の合格率は99.7%、家族滞在の者（約2万5000人）の合格率は98.0%、その他の者（約1万7000人）の合格率は98.6%と非常に高いが、人道的理由でオーストラリアに滞在している者（約8200人）の合格率は91.2%と他のカテゴリと比べて若干低い¹³⁵⁾。他の年次も同様である¹³⁶⁾。人道的理由でオーストラリアに滞在している者とは具体的には難民であり、低い合格率は、難民に対する教育・支援プログラムが成功していないことを示している¹³⁷⁾。

オーストラリア市民権を取得しようとする者は基本的に市民権テストを受験する必要があるが、肉体的・精神的障がいや有している者¹³⁸⁾、60歳以上の者・聴覚、発話、視覚障がいや有している者¹³⁹⁾、18歳未満の者¹⁴⁰⁾、以前オーストラリア市民であった者から出生した者¹⁴¹⁾、パプア生まれの者¹⁴²⁾、無国籍者¹⁴³⁾については不要とされている。

また、受験者の言語能力が低い場合、補助テスト（assisted test）を受けることができる。これは、職員が受験者に対して設問と選択肢を理解できるように補助を行うものである。補助テストを受けるためには、政府が行っている成人移民英語プログラム（Adult Migrant English Program）による講習を400時間以上受講し、その上で補助が必要であると判断された場合にのみ受験することができる。通常の市民権テスト及び補助テストを合計3回以上受験しても

135) Department of Immigration and Border Protection, Australian Citizenship Test Snapshot Report (30 June 2015) 2.

136) Department of Immigration and Border Protection, Australian Citizenship Test Snapshot Report (30 June 2014) 2, Department of Immigration and Border Protection, Australian Citizenship Test Snapshot Report (30 June 2013) 3.

137) The Australian Citizenship Test Review Committee, 'Moving forward... Improving Pathways to Citizenship' (report, 2008) 11.

138) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 21(3).

139) *Ibid* s 21(4).

140) *Ibid* s 21(5).

141) *Ibid* s 21(6).

142) *Ibid* s 21(7).

143) *Ibid* s 21(8).

不合格だった場合、コースベースド・テスト (course-based test) を受験することができる。これは、英語能力及び学力が低い者を対象とし、補助テストと同様に成人移民英語プログラムが提供する20時間の講習を受講した上で受験する必要がある¹⁴⁴⁾。

では、なぜオーストラリアがこのような市民権テストを導入したのか。その経緯について見てみよう。その前提として、ヨーロッパ各国において市民統合政策が実施されていることを認識する必要がある¹⁴⁵⁾。「市民統合政策とは、文字通り国外から移住した移民を各国市民へと統合していこうとする政策であり、滞在権・永住権の許可や海外からの入国許可を得るために、外国人に対して統合のための試験・講習・契約が課せられるという政策である。その際、試験や講習の中心的な役割を構成するのは当該国家の(i)言語、(ii)歴史・文化の修得である」¹⁴⁶⁾。望ましい移民とそうではない移民を区別し、望ましい移民のみを受け入れるという基本的方針の下、ヨーロッパの状況を意識しながらオーストラリアにおける市民権テストの導入が検討された¹⁴⁷⁾。オーストラリアにおいても、市民権テストは、「移民をオーストラリア共同体へよりよく統合させる」¹⁴⁸⁾ことを目的として導入された。

オーストラリアにおいて移民の統合の必要性が生じた理由は次の2点である。

第一点は、2007年市民権法改正の全体のテーマである、9.11同時多発テロ以

144) IMMI 11/088, above n 127, 8-11.

145) ヨーロッパ各地の市民権テストの状況に関する論文として、佐藤俊輔「欧州における市民統合法制の現在」比較法学46巻1号97頁(2012年)。また、伊藤直美「ドイツにおける統合政策―帰化テスト (Einbürgerungstest) の統一基準をめぐる議論から」ヨーロッパ研究7巻181頁(2008年)、鈴木尊紘「移民に入国先の共同体理解を求める試み―フランス及びオーストラリアにおける法と実践を中心に―」レファレンス710号4頁(2010年)。

146) 佐藤・前掲注(145)98頁。

147) Sue Harris Rimmer & Law and Bills Digest Section, *Bills Digest*, No. 188 of 2006-07, 19 June 2007, 1-2.

148) Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment (Citizenship Testing) Bill 2007 (Cth) 1.

降)に各国で広まったテロ対策規制の一環としての移民規制である¹⁴⁹⁾(この点については〔2.2〕参照)。

第二点は、第一点とも関連するが、道具主義的市民権に対する批判である。市民権テスト法案の元となったディスカッション・ペーパーにおいて、市民権テスト導入を主導したAndrew Robb議員は、次のように述べている。

「オーストラリア市民権は儀式以上の存在である。市民権の中核には我々の国家としてのアイデンティティが据え置かれ、我々が誰であり、世界における我々の場所に関する強い感覚を提供してくれる。オーストラリア市民権は権利ではなく特権である。」¹⁵⁰⁾

また、市民権テスト法案の審議の際に、Anthony Stephen Burke議員は、法案に賛成する立場から、「人々が市民権を真剣に考えなくなっている」¹⁵¹⁾と述べている。このような市民権テスト支持者が移民に対して求めるものは、オーストラリア的価値の理解と社会への参加である。Robb議員は、次のようにも述べている。

「移民がオーストラリア的生活様式と我々が共有している価値を理解し、生活様式及び価値にコミットメントすることを示すことが重要である。正式な市民権テストは、人々がオーストラリア共同体に完全に参加するための準備、そして進んで参加しようとすることを確実にするためのプロセスにおいて重要な役割を果たす。」¹⁵²⁾

149) Sue Harris Rimmer & Law and Bills Digest Section, *Bills Digest*, No. 188 of 2006-07, 19 June 2007, 1-2.

150) 'Australian Citizenship: Much more than a ceremony' (Discussion Paper, Consideration of the merits of introducing a formal citizenship test, September 2006) 5.

151) Commonwealth, *Parliamentary Debates*, House of Representatives, 21 June 2007, 43 (Burke).

152) 'Australian Citizenship: Much more than a ceremony' (Discussion Paper,

しかし、オーストラリア的価値にコミットすることを移民に求めるとしても、移民は、出身国の文化を有している。市民権テストは、このような移民が有している文化を強制的に放棄させることにもなりかねず、移民の文化との衝突が懸念される。それでは、市民権テストは、多文化主義をどのように捉えているのか。この点につき、当時、移民及び市民権省大臣であったKevin Andrewは、次のように述べている。

「オーストラリアは多文化主義社会である。我々の多様性は、今日のオーストラリアの豊かなタペストリーを構成している。人々が自らの伝統から離れることは望まれていないが、彼らが我々の価値を抱きつつオーストラリア社会へ統合することは期待されている。市民となる際、彼らはオーストラリアに忠誠を誓う。」¹⁵³⁾

(傍線部分は引用者)

このような立法理由に対して、「閣僚たちは、移民による脅威を感じている右翼的、保守的な人たちに迎合しようとしている」¹⁵⁴⁾と評価されている。

市民権テストに関する条文は、2009年に改正されている¹⁵⁵⁾(なお、[3.2.3]冒頭において示した条文は改正後のものである)。この改正の主な点は、市民権テストの免除対象となる範囲を拡大したことであり、市民権テスト実施の根拠であるs 21(2)(f)については条文の内容自体はほとんど変わっていないが、市民権テストの運用については変化が見られる。その契機は、2009年改正法案の原案となったオーストラリア市民権テスト検討委員会により提出された報告書¹⁵⁶⁾である。この報告書では、次のような内容が述べられている。

Consideration of the merits of introducing a formal citizenship test, September 2006) 5.

153) Commonwealth, *Parliamentary Debates*, House of Representatives, 30 May 2007, 5 (Andrew).

154) Cheng, above n 103, 58.

155) *Australian Citizenship Amendment (Citizenship Test Review and Other Measures) Act 2009* (Cth).

156) The Australian Citizenship Test Review Committee, 'Moving forward...

現行の「テストの目的が、市民であることの意味の理解を問うものではなく、オーストラリアに関する一般の知識を問う」¹⁵⁷⁾性格が強い。「多くの論者は、テキストは面白く、市民権申請者が知らない情報を提供していると述べるが、同時に、テキストは、オーストラリア市民でも共有されていないオーストラリア社会や歴史に関する特定の見解を記述していると述べる」¹⁵⁸⁾。

『「オーストラリアおよびオーストラリア市民権に関する責任と特権について適切な知識」を問うテストは、宣誓の内容に従って構築されるべきである。これは、将来の市民が、自身が行う宣誓のコンセプトを理解することを、より広い共同体に保証することになる。何がテストにおいて問われるべきなのか、という提案に戻ると、テストは、宣誓に関連する事項に限られるべきであることが明白である。この内容とは、共有された価値の性質及び市民としての実際の性質である。オーストラリア市民となるために必要な情報を提供することとオーストラリアについて興味深い情報を提供することには大きな違いがあると多くの論者は考えている」¹⁵⁹⁾。テキストに含まれている「大半の情報は、『瑣末なもの』と考えられ、市民権の重要性とは無関係である」¹⁶⁰⁾。

2009年改正以前のテキストを分析した関根は、次のように評価している。テキストに掲載されている「現代の著名オーストラリア人の多くはスポーツ選手とノーベル賞受賞者のみに限られており」¹⁶¹⁾、当時のテキストは「リベラルな価値と議会制民主主義の尊重を重視しているが、移住者の文化・言語の尊重についてはほとんど議論されていない」¹⁶²⁾。「まるで教科書の『歴史』は、多文化

Improving Pathways to Citizenship' (report, 2008).

157) Ibid 15.

158) Ibid 12.

159) Ibid 22-23.

160) Ibid 24.「オーストラリア人でも知らない雑学的なクイズが多い」(鈴木・前掲注(145)76頁)と言われていた。

161) 関根(2011)・前掲注(3)61頁。

162) 関根(2010)・前掲注(3)31頁。

主義以前に書かれた白人中心の歴史記述を読んでいるかのようだ¹⁶³⁾。

また、報告書では、旧試験において合格の妨げになっていた義務的質問（正解しなければならない問題）の廃止も提案され¹⁶⁴⁾、実際の試験においても廃止されている¹⁶⁵⁾。

それでは、市民権テストは実際にはどのように評価されているのだろうか。この点につき、Christian Joppkeは、次のように述べている。

市民権テスト及びテストのためのテキストを通じて「習得されるべき『オーストラリア的な価値』とは、『個人の平等な価値、尊厳、自由の尊重』、『言論の自由』、『信教の自由と世俗的な政府』などであり、似たような8つの価値が他にも挙げられている¹⁶⁶⁾。結局、「『オージー』テストは、移民が習得すべき『オーストラリア的な価値』としてもっばら普遍主義的な答えしか打ち出せなかったために、さまざま冷笑の対象となった¹⁶⁷⁾。

Joppkeが指摘しているように、市民権テストとして問われている内容の大半は、およそ通常の自由主義・民主主義国家であるならば当然と思われる事柄であろう。また、前述したように、問題も極めて簡単である。「もし政府が広く、非差別的な移民政策を実施しようと望むならば、それは、一般大衆の支持を得ていなければならない。市民権テストは、この意味において、一般大衆を納得させる重要な象徴的役割を有しているとみなされる¹⁶⁸⁾。

163) 同32頁。

164) The Australian Citizenship Test Review Committee, 'Moving forward... Improving Pathways to Citizenship' (report, 2008) 25.

165) Australian Government, 'Moving forward...Improving Pathways to Citizenship' (Government response to the Report by the Australian Citizenship Test Review Committee, 2008) 3.

166) クリスチャン・ヨプケ（著）／遠藤乾＝佐藤崇子＝井口保宏＝宮井健志（訳）『軽いシティズンシップ』（岩波書店・2013年）177頁。

167) 同176頁。

168) Sue Harris Rimmer & Law and Bills Digest Section, *Bills Digest*, No. 188 of 2006-07, 19 June 2007, 16.

ここにおいて指摘されるように、市民権テストは実際の効果を求めるというより「象徴的役割」という性格が強い。そして、「一般大衆を納得させる」点について、Jennifer E. Chengは、次のように述べている。

「国家的市民権テストが、より団結した、平和な社会という望ましい結果を生み出すものなのかどうか、あるいは市民権テストが特定のマイノリティ集団、例えば、ムスリムなどをさらに周辺化させるものなのかどうか、を明らかにすることは困難である。しかしながら、この新たなテストは、『望まれていない』移民を国民化することを防ぎ、ある程度は、マジョリティを安心させることになるだろう」¹⁶⁹⁾。

このような評価を受けて考えると、市民権テストは、当初の立法目的を実際に達成できたのか、果たして実効性がある政策なのか、そもそも「統合」の程度を測定することが可能なのかという点では疑わしいが、マジョリティを「納得」「安心」させるために存在自体は支持されていると言えよう。

3.2.4. 市民権の再開 (ss 28A-32)

〔s 29 申請及び市民権再開資格〕

(1) 何人も再びオーストラリア市民となるための申請を大臣に対して行うことができる。

〔この法律における再開〕

(2) 申請者は、以下の条件を満たしたときに再びオーストラリア市民となることができる。

(a) 以下の場合にオーストラリア市民であることを終了した。

(i) 外国の国籍若しくは市民権を取得若しくは保持するために、若しくは重大な困難若しくは不利益を被るのを回避するためにs 33（放棄について）の規定を用いた。；または

169) Cheng, above n 103, 64.

(ii) s 36 (子どもについて) の規定を用いた。

：かつ

(b) もし申請者が申請時に18歳以上ならば、大臣が、申請者が申請に対する大臣決定の時点において良き人物であると認定した。」

s 30(1)では、s 29による申請が行われた後、大臣は、書面により承認・不承認を決定しなければならないと規定している¹⁷⁰⁾。この決定に際し、大臣は、申請者がs 29(2)の要件を満たさない場合は「申請者がオーストラリア市民になることを承認してはならない」¹⁷¹⁾。同様に、申請者の個人の情報が把握できない場合及び国家の安全に関わる場合は、大臣は、申請を拒否しなければならない¹⁷²⁾。また、申請者がs 29(2)の要件を満たす場合であっても、大臣は、「承認を拒否できる」¹⁷³⁾。s 29に基づく大臣決定について、申請者は行政不服審判所に対して不服審査を申し立てることができる¹⁷⁴⁾。

3.3. 市民権の喪失 (ss 32A-36)

Division 3 では市民権の喪失について規定している。市民権の喪失原因には大きく分けて、市民権の放棄 (s 33)、市民権の取消し (ss 34-34A)、市民権の剥奪 (ss 33AA, 35, 35A) がある¹⁷⁵⁾。市民権の剥奪について、2015年には、テロ対策立法の一環として、二重市民権を有する者に対して市民権の剥奪事由を追加する改正が行われた¹⁷⁶⁾。以下では、市民権の放棄及び取消しについて概観した後、2015年改正の理由及び評価について述べる。

170) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 30(1).

171) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 30(1A).

172) *Ibid* ss 30(3)-(7).

173) *Ibid* s 30(2).

174) *Ibid* s 52(1) (d).

175) なお、原語では「放棄」及び「剥奪」とも同じ「renunciation」であるが、文脈に応じて、前者は自発的に市民権を放棄することを強調する際に用いる。他方、後者は、一方的に市民権が喪失させられることを強調する際に用いることとする。

176) *Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Act 2015* (Cth).

3.3.1. 市民権の放棄

市民権の放棄について、s 33では次のように規定している。

〔s 33

- (1) 申請者は申請者のオーストラリア市民権を放棄する申請を大臣に対して行うことができる。

〔大臣決定〕

- (2) 大臣は、オーストラリア市民権を放棄しようとする者に対する承認または承認の拒否を書面によって行わなければならない。〕

このように、申請者は、自由にオーストラリア市民権を放棄できるわけではなく、大臣の裁量に委ねられるが、次の場合には市民権の放棄を承認しなければならない。

〔(3) 大臣が以下の認定を行った場合には、この条文の規定にしたがって大臣はオーストラリア市民権を放棄しようとする者に対して承認しなければならない。

- (a) 申請時に申請者が18歳以上であって、他国の国民若しくは市民である。；または
- (b) 申請者が外国で生まれた若しくは通常の居住者であって、申請者がオーストラリア市民であることを理由にその国の法ではその国の国籍若しくは市民権を取得する資格を有さない。〕

s 33(3)(b)の規定は、オーストラリア市民権を放棄することによって無国籍となることの防止ために設けられた¹⁷⁷⁾。s 33(7)¹⁷⁸⁾においても同趣旨の規定を設

177) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 6-0.

178) 「(7) 大臣は、申請者が以下のいずれかの要件に該当しなかった場合には、オーストラリア市民権を放棄しようとする申請を承認してはならない。

(a) 申請者が申請に関する大臣決定の直前に他国の国民若しくは市民である。；

けており¹⁷⁹⁾、大臣は市民権の放棄を「承認してはならない」と定めている。

他に大臣が承認を拒否しなければならない場合として、申請者の本人確認ができない場合¹⁸⁰⁾、市民権の放棄がオーストラリアの利益の実現と合致しない場合¹⁸¹⁾がある。

また、s 33(5)では、次の場合には大臣が申請を拒否できると規定している。

- 「(5) 大臣は、以下の場合にはオーストラリア市民権を放棄しようとする申請を承認しないことができる。申請者が
- (a) 申請時に他国の国民または市民であり；かつ
 - (b) オーストラリアが現に参加している戦争中に申請を行った場合」

これは、「申請者が、戦争時にオーストラリア市民としての責任を、市民権を放棄することによって回避することを防ぐ」¹⁸²⁾ために設けられた。代表的な例として、徴兵が挙げられる¹⁸³⁾。

s 33に基づく大臣決定について、s 33(5)の場合を除いて、申請者は行政不服審判所に対して不服審査を申し立てることができる¹⁸⁴⁾。

なお、「外国の国籍若しくは市民権を取得若しくは保持するために、または重大な困難若しくは不利益を被ることを回避するために」¹⁸⁵⁾市民権をs 33の規定を用いて市民権を放棄した場合には、市民権を再開することが可能である

または

- (b) もし大臣が申請を承認した場合には承認の直後に他国の国民若しくは市民になる予定である。」

179) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 6-1.

180) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 33(4). これは、他者が偽装して市民権を放棄することを防ぐためである (Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 6-0)。

181) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 33(6).

182) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Bill 2005 (Cth) 6-1.

183) Ibid.

184) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 52(1)(e).

185) Ibid s 29(2)(a)(i).

([3.2.4] 参照)。

3.3.2. 市民権の取消し

(1) 一般的規定

s 34では、次の場合に、大臣は書面により、市民権を取消することができる (may revoke) と規定している。

第一に、血統による市民権取得の場合 (ハーグ条約による取得も含む)、市民権を取得する過程において表示された意思に虚偽があったとき¹⁸⁶⁾、または第三者の詐欺によって市民権を取得したときである¹⁸⁷⁾。ただし、その者がオーストラリア市民であり続けることが公の利益と対立するときでなければ大臣は市民権を取消することができない¹⁸⁸⁾。

第二に、付与による市民権の場合、市民権を取得する過程において表示された意思に虚偽があったとき¹⁸⁹⁾、申請後に重大な犯罪を犯したとき¹⁹⁰⁾、移民資格に関する詐欺があったとき¹⁹¹⁾、第三者の詐欺によって市民権を取得したとき¹⁹²⁾である。ただし、その者がオーストラリア市民であり続けることが公の利益と対立するときでなければ大臣は市民権を取消することができない¹⁹³⁾。

ただし、付与による市民権取消しの場合であって、申請後に重大な犯罪を犯した場合、もし大臣が市民権を取消すことによって申請者が無国籍になるときは、大臣は市民権を取消することができない¹⁹⁴⁾。

市民権の取消しの効果は、取消された日から生ずる¹⁹⁵⁾。行政不服審判所は、

186) Ibid s 34(1)(b)(i).

187) Ibid s 34(1)(b)(ii).

188) Ibid s 34(1)(c).

189) Ibid s 34(2)(b)(i).

190) Ibid s 34(2)(b)(ii).

191) Ibid s 34(2)(b)(iii).

192) Ibid s 34(2)(b)(iv).

193) Ibid s 34(2)(c).

194) Ibid s 34(3).

195) Ibid s 34(4).

s 34に関する大臣決定について審理することができる¹⁹⁶⁾。

(2) 特別居住要件を満たさなかった者に対する取消し

s 34Aでは、特別居住要件を満たさなかった者について市民権の取消しを規定している ([3.2.3(4)参照])。これについては、不服申立てができない点以外は市民権の取消しに関する一般的規定と同様である。

(3) 親が市民権を終了した場合における子どもの取扱い

親がオーストラリア市民であることを終了した場合、子どもの市民権はどのように扱われるのか。この点につき、s 36では次のように規定している。

- 「(1)(a) s 33, 34, 34Aの規定によりオーストラリア市民であることを終了した者であって、
- (b) 終了時点において、その者が18歳未満の子どもの責任ある親であるときは、
 - (c) 大臣は、書面により、子どものオーストラリア市民権を取消すことができる。
 - (d) もし大臣が市民権を取消したとき、子どもは、取消しの時点からオーストラリア市民であることを終了する。」

ただし、子どもに対して責任ある親の1人がオーストラリア市民である場合には、この規定は適用されない¹⁹⁷⁾。また、子どもの市民権を取消すことによって子どもが無国籍になる場合には、大臣は、市民権を取消すことができない¹⁹⁸⁾。

旧法¹⁹⁹⁾では親がオーストラリア市民であることを終了した場合、子どもは他国の市民権を有しているときには、自動的に市民権を喪失する旨を規定して

196) Ibid s 52(1)(f).

197) Ibid s 36(2).

198) Ibid s 36(3).

199) *Australian Citizenship Act 1948* (Cth) s 23.

いたが、この規定は廃止され、子どもが市民権を喪失するかどうかは大臣の裁量の判断に委ねられている。したがって、各状況を考慮して子どもが市民権を喪失することが適切かどうかを判断することになる²⁰⁰⁾。

行政不服審判所は、s 36に関する大臣決定について審理することができる²⁰¹⁾。なお、s 36の規定に基づいて市民権が取消された場合には、市民権を再開することができる²⁰²⁾ ([3.2.4] 参照)。

3.3.3. 二重市民権を有している者に対する剥奪事由の追加—2015年改正

オーストラリアは、以前はそこまで市民権の剥奪については厳格ではなく、オーストラリア市民であり、同時に他国の市民権を有している者が、オーストラリアと交戦中の国に従軍した場合には、敵国に従軍した時点から市民権を喪失する旨を規定しているに過ぎなかった²⁰³⁾。しかし、2015年に、テロ対策立法の一環として、二重市民権を有する者に対して市民権の剥奪事由を追加する改正が行われた²⁰⁴⁾。改正内容は多方面に及ぶが、主なものは、新たに追加された s 33AA, s 35A と、従来の規定を大幅に改正した s 35 である。以下では、その改正内容を概観する。

(1) 改正規定の概要

[s 33AA

- (1) オーストラリア以外の国籍または市民権を有する14歳以上の者が、もし(2)に定める行為を行ったことによってオーストラリアに対する忠誠と対立した場合には、オーストラリア市民権を喪失する。]

200) Ann Palmer, Rosemary Bell, Angus Martyn, Patrick O'Neill and Peter Prince Law and Bill Digest Section, *Bill Digest*, No 72-73, 2005-06, 7 December 2005, 8.

201) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 52(1) (f).

202) *Ibid* s 29(2) (a) (ii).

203) *Ibid* s 35 (old act).

204) *Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Act 2015* (Cth).

そして、s 33AA(2)では、以下の行為をテロ活動と規定している。

- 〔(a) 爆弾または破壊的な装置を用いた国際テロリスト活動に従事した
- (b) テロリスト活動に従事した
- (c) テロリスト活動への準備、参加、または援助に関する訓練を提供した、または受けた
- (d) テロリスト組織活動を指揮した
- (e) テロリスト組織のためのリクルート活動をした
- (f) テロリズムに金銭援助をした
- (g) テロリストに金銭援助をした
- (h) 外国に侵入しリクルート活動を行った〕²⁰⁵⁾

s 33AA(1)及び(2)の規定は、「自動的规定」²⁰⁶⁾と解されているため、もし規定された行為を行った者がいれば、その者は、その行為の結果としてオーストラリア市民権を喪失する。

205) ただし、s 33AA(2)(a)から(h)までの行為は、次の活動に限定される。

〔(3)s (1)は、行為が以下の場合にのみ、(2)(a)から(h)までに規定された行為に適用される。

- (a) 政治的、宗教的、イデオロギー的原因を主張することを意図し；かつ
- (b) 次の意図を有するもの
 - (i) 連邦政府、州政府、準州政府、外国政府、外国の州の政府、外国の準州の政府に対して強制、若しくは威迫によって影響を及ぼす。；または
 - (ii) 公衆若しくは公衆の一部に対して威迫する。
- (4) ある者が行為を行ったときに、その者が以下の場合には、(3)に規定される意図を有して活動を行ったと推定される。
 - (a) 指定されたテロリスト組織の構成員である (s 35AA参照)。；または
 - (b) 指定されたテロリスト組織を指揮若しくは協力する活動を行った
- (5) 疑問を避けるために、(4)は、ある者が(3)に規定される意図を有して活動に従事したことを、他の手段によって証明することを妨げない。〕 (*Australian Citizenship Act 2007* (Cth) ss 33AA (3)-(5).)

206) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015 (Cth) 7.

そして、大臣は、当該行為に該当する者がいることを認識した場合には、「できるかぎり速やかに (as soon as practicable)」²⁰⁷⁾、オーストラリア市民権を喪失する者に通知しなければならない²⁰⁸⁾。これは、市民権を喪失する者に対して司法審査の機会を用意するためである²⁰⁹⁾。

s 35Aは、オーストラリア刑法典においてテロ活動に該当する行為を行ったとして6年以上の懲役を受けた者であって、オーストラリア市民権以外の市民権を有している場合に、オーストラリア市民権を喪失する旨を規定している。内容はs 33AAと重複する点も多いが²¹⁰⁾、オーストラリア刑法典は、10歳以上であれば適用されるため²¹¹⁾、s 33AAが適用を排除した14歳未満の者も市民権を喪失する可能性がある点、無罪判決が確定した場合には大臣は喪失決定を取り消さなければならない点などが異なる²¹²⁾。

改正前のs 35は、二重市民権を有する者が敵国軍隊へ従軍した場合にオーストラリア市民権を喪失する旨が簡潔に規定されていたに過ぎなかったが、2015年改正により大幅に改正された。改正後のs 34は次のように規定している。

- 〔(1) 以下の場合には、14歳以上の者は、オーストラリア市民権を喪失する。〕
- (a) その者がオーストラリア以外の国籍または市民権を有している。；かつ
 - (b) その者が
 - (i) オーストラリアと交戦中の国の軍隊に従軍した；または
 - (ii) 指定されたテロリスト組織 (s 35AA参照) のために戦った、若しくは組

207) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 33AA(10)(a)(i).

208) *Ibid* s 33AA(10).

209) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015 (Cth) 15.

210) 例えば、喪失の通知など (*Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 35A(5))。また、この点については、Margaret Harrison-Smith, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015, *Bills Digest*, No 15 of 2015-2016, 2 September 2015, 14.

211) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015 (Cth) 31.

212) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 35A(8).

織のための活動をした；かつ

- (c) その者の活動または戦闘がオーストラリア国外で生じた
- (2) その者が従軍または戦闘を行った時点から、その者のオーストラリア市民権が喪失する。
- (3) (1)は、どのようにオーストラリア市民となったのか（出生によりオーストラリア市民となった者を含む）に関係なくオーストラリア市民に適用する。
- (4) (1)(b)(ii)について、以下の場合には指定されたテロリスト組織のための活動をしたことにはならない。
- (a) その者の活動が意図的ではない。；または
- (b) その者が脅迫若しくは強制の下で行っている。；または
- (c) そのものが中立的かつ独立的な人道的援助を提供している。」

そして、s 33AA, s 35Aと同様に、大臣は、当該行為に該当する者がいることを認識した場合には、「できるかぎり速やかに (as soon as practicable)」²¹³⁾、オーストラリア市民権を喪失する者に通知しなければならない²¹⁴⁾。この規定も、市民権を喪失する者に対して司法審査の機会を用意するためである²¹⁵⁾。

さらに、s 33AA, s 35A, s 35の規定によって市民権を喪失した者は、市民権の再開規定が適用されない²¹⁶⁾。また、いずれの規定に基づく決定も、行政不服審判所による審査の対象にはならない²¹⁷⁾。

213) Ibid s 35(5) (a) (i).

214) Ibid s 35(5).

215) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015 (Cth) 22.

216) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 36A.

217) Ibid s 52.

(2) 改正理由とその評価

では、なぜこのような改正が行われたのか。端的に説明すれば、テロ対策である。改正に関する立法理由提案書では、次のように説明している。

「オーストラリアの持続的な民主主義制度の価値及び制度への参加及び賛意の基本的な条件として、市民権は単に特権及び権利を付与したのではなく、基本的な責任も含んでいる。市民権法の前文に示されているように、オーストラリア市民権は、完全かつ正式なオーストラリア共同体の構成員資格を与えるものであり、多様性を尊重しつつすべてのオーストラリア市民を結びつける、相互的な権利及び義務を含む共通の結びつきである。市民である者は、オーストラリア及びオーストラリアの人々に対して忠誠を負っている。これは、オーストラリアにおいて出生し、自動的に市民権を取得した者および申請によって市民権を取得した者にも適用される。人々がオーストラリア及びオーストラリアの人々に対してもはや忠誠を誓わず、オーストラリア人及びオーストラリアの利益を害する活動をした、あるいは、オーストラリア人及びオーストラリアの利益を害する意図を持った活動をした場合、彼らはその結びつきを傷つけ、オーストラリアへの忠誠を拒絶している。」²¹⁸⁾

このような法改正は、オーストラリアではどのように評価されているのか。改正の審議の中では、次のような見解が提示されていた。

第一に、この法律に対する最も強力な批判として、「大臣の判断のみによってオーストラリア市民権を取消す決定は」²¹⁹⁾、「刑罰」²²⁰⁾に相当するものであ

218) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015 (Cth) 1. 改正目的においても同様の説明をしている (*Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Act 2015* (Cth) s 4)。

219) Margaret Harrison-Smith, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015, *Bills Digest*, No 15 of 2015-2016, 2 September 2015, 5.

220) *Ibid* 6.

り、「非司法部門が連邦の司法権を行使するものであるから、憲法典が規定する権力分立に反する」²²¹⁾という点が挙げられる²²²⁾。

第二に、適用範囲が不明であり、公共の建築物への落書きも対象となりうるのではないかと疑問が提示されている²²³⁾。

第三に、第一点とも関連するが、「規定の自動的性質から帰結される、聴聞の権利及び自然的正義に基づく他の原則の排除、司法審査の限定、明確性の欠如」²²⁴⁾に対する疑義である。特に、自動的喪失であることから、該当者に対してなら防御の機会を設けていない点について疑問が提示されている²²⁵⁾。

第四に、オーストラリア連邦憲法典51条(19)では外国人権限を規定し²²⁶⁾、当該法律は、外国人権限の一環として制定されたと説明されているが²²⁷⁾、この法律の対象者である「オーストラリアへの忠誠を欠く者」が憲法典上の「外国人」と同義なのか、という疑問である²²⁸⁾。もし同義ではないとすれば、制定根拠を欠くことになる。仮に同義だとしても、連邦議会が有する権限は無制約ではなく、自動的喪失まで規定することができるのか、権限の外延が不明である、と指摘されている²²⁹⁾。この点につき、Pillaiは、2007年法について、オーストラリア市民の地位が制定法に基づくものである点に着目して「市民の地位について明確な憲法上の保護の欠如」²³⁰⁾を指摘し、喪失事由の無制限な拡大に対する懸念を表明していたが、Pillaiの懸念は現実のものとなったと言えよう。

221) Ibid 5-6.

222) 同様の批判として、Ibid 13-14.

223) Ibid 19.

224) Ibid 7.

225) Ibid 7-8.

226) [2.1] 参照。

227) Revised Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015 (Cth) 5.

228) Margaret Harrison-Smith, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015, *Bills Digest*, No 15 of 2015-2016, 2 September 2015, 10.

229) Ibid.

230) Sangeetha Pillai, 'The Rights and Responsibilities of Australian Citizenship: A Legislative Analysis' (2014) 37 *Melbourne University Law Review* 736, 756.

第五に、s 35Aについては、「国家の安全を根拠に市民権を喪失させる唯一の手段」²³¹⁾であることから、一定の支持が集まっている²³²⁾。

4. 2007年オーストラリア市民権法の前文と市民権に伴う権利・義務

4.1. 前文の内容と市民としての義務

上記では、市民権の取得と喪失に関する法制度について概観した。その際、中心に扱った市民権テスト（[3.2.3(5)] 参照）及び二重市民権を有している者に対する剥奪事由の追加（[3.3.3(2)] 参照）において触れたように、オーストラリア市民権は、一定の権利、義務、価値を内包するものと解されている²³³⁾²³⁴⁾。そのような権利、義務、価値を有しない者は、オーストラリア市民として必要な、一定の構成員資格を欠き、オーストラリア市民として相応しくないと判断される。どのような権利を有し、どのような義務を果たす人間がオーストラリア市民として相応しいのか、という点について、2007年オーストラリア市民権法の前文では、次のように述べている。

「連邦議会は、オーストラリア市民権がオーストラリア連邦という共同体の完全かつ正式な構成員であることを示し、オーストラリア市民権は、多様性を尊重

231) Margaret Harrison-Smith, Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Bill 2015, *Bills Digest*, No 15 of 2015-2016, 2 September 2015, 11.

232) *Ibid.*

233) 正確に言えば、2007年オーストラリア市民権法は、単体だけで権利・義務を規定するわけではなく、権利・義務の基盤となる法的地位を創設するものである。この法律によって創設された法的地位に対して、憲法典や様々な法律によって様々な権利・義務が付加される。例えば、*Commonwealth Electoral Act 1918* (Cth), *Australian Passports Act 2005* (Cth) などである。see, *Hwang v Commonwealth* (2005) 222 ALR 83 [13].

234) 市民であることによって生じる権利・義務には制定法上のものも含めて様々なものが存在する。この点については、Kim Rubenstein, 'Citizenship and the Century — Inclusion and Exclusion in 20th Century Australia' (2000) 24 *Melbourne University Law Review* 576, 592-600参照。

しつつ、相互的権利及び義務を含む、すべてのオーストラリアの人々を統合する共通の結びつきであることを承認する。

連邦議会は、オーストラリア市民権を付与された人々は権利を享有し、次に掲げる義務を受け入れることを承認する。

- (a) オーストラリア及びオーストラリアの人々に対して忠誠を誓う。
- (b) オーストラリアの民主的信念を共有する。
- (c) オーストラリアの人々の権利及び義務を尊重する。
- (d) オーストラリアの法律を支持し、従う。」

この前文は、1993年の法改正によって挿入されたものである²³⁵⁾。市民権法前文は、市民権の意義を描写するものとして、「重要な象徴的目的」²³⁶⁾を有している。そして、単なる象徴ではなく、「制定法解釈の際の援助」として「法的価値」を有するものである²³⁷⁾。この前文については、次の2点が指摘できる。

第一に、市民権法は、前文においてオーストラリア市民として4つの義務を求めているが、果たしてオーストラリア市民固有の義務なのか、という問題が生じる²³⁸⁾。

まず、(d)については、オーストラリア市民だけでなく、オーストラリアに滞在する者である以上は一般にオーストラリアの法律に従わなければならないのではないかと考えられる²³⁹⁾。次に、(b)及び(c)についても、市民権テストに対してJoppkeが指摘したように²⁴⁰⁾、通常的自由主義・民主主義国家であれば一

235) *Australian Citizenship Amendment Act 1993* (Cth). この前文が規定している権利・義務は、1993年改正によって新たに導入されたものではなく、「オーストラリア連邦議会在1948年オーストラリア市民権法を制定するときに考慮された事柄を承認」(Explanatory Memorandum, Australian Citizenship Amendment Bill 1993 (Cth) 3) したものと解されている。

236) Rubenstein, above n 56, 75.

237) Ibid.

238) Ibid 76.

239) Pillai, above n 230, 782.

240) この点については [3.2.3(5)] 参照。また、市民権法の前文に「オーストラリア市民権を付与された人々 (persons conferred Australian citizenship)」とあるよ

般的に受け入れられるものであり、オーストラリア市民特有のものとは考え難い。

そうすると、オーストラリア市民として固有の義務は、(a)忠誠義務であろう。忠誠 (loyalty) は、「主権または合法的な政府に対する誠実な支持」²⁴¹⁾を意味し、伝統的には、忠誠は不可分のものと解されているため、二重市民権は許容されない²⁴²⁾。しかし、オーストラリアでは二重市民権を早くから容認していることから²⁴³⁾、オーストラリア以外に対しても忠誠を誓うことは排除されていない²⁴⁴⁾。

第二に、市民権に伴う義務は、すべての市民が同一に負うと説明されているが、オーストラリア市民であったとしても市民権の地位が確固たる者もいれば、喪失・剥奪されやすい地位にある者もいること²⁴⁵⁾を考慮すれば、果たして同一の義務を全ての市民に対して要求することは後者に対してバランスを欠くのではないか、という疑問も提起されている²⁴⁶⁾。

4.2. 制裁または権利制約の根拠としての義務違反

それでは、前文に掲げられた義務に対する違反はどのように解されるのだろうか。一例として、選挙権を取り上げて説明する。

一般に、「政治的共同体の構成員も市民権の地位によって決定される。ここで言う政治的共同体とは、投票者の共同体及び投票者が代表される議会の共同体を指す」²⁴⁷⁾と解されていることから、成人した市民であれば選挙権を有して

うに、前文に示された義務の遵守を求められるのは、帰化した者である (Pillai, above n 230, 783)。

241) Rubenstein, above n 56, 78.

242) 二重市民権に対する伝統的な反対論を整理したものとして、ヒーター・前掲注(6) 200-203, 250-254頁。

243) この点については、[3.2.3(1)] 参照。

244) Rubenstein, above n 56, 143-144.

245) この点については、[3.3.2] 参照。

246) Pillai, above n 230, 782.

247) Rubenstein, above n 56, 223.

いるが、現行の1918年連邦選挙法では、精神的理由により選挙の意味・重要性について理解できない者²⁴⁸⁾、大逆罪を犯した者²⁴⁹⁾、犯罪により3年以上服役している者²⁵⁰⁾を選挙権資格から排除している。

2006年には、法改正により、刑事施設被収容者の選挙権剥奪の範囲を拡大され、服役期間に関わらず、犯罪を犯した者すべてが投票権を有さないこととなった²⁵¹⁾。この規定について、Roach v Electoral Commission (2007) 233 CLR 162では、未決勾留者も投票権を喪失する点で過剰規制であること、追加的刑罰となっていることを理由に違憲無効と判断されているが²⁵²⁾、その中で市民権と選挙権の結びつきについて、次のように判示している点が注目される。

「市民権、それ自体は、投票する者と投票を許されない者を区別する根拠となる。市民、すなわち、共同体の正式な構成員として承認された人々は、投票権を一時的に剥奪されると、最も基本的な形態である共同体の政治的生活に参加する権利から排除されてしまう。そのような排除と参加資格を求める共同体構成員の承認の間にある合理的な連関は、市民としての権利を一時的に剥奪することについて、市民としての責任を否定していると排除を表明する行為の中に見出すことができる。」²⁵³⁾

「2007年オーストラリア市民権法前文は、連邦議会が、オーストラリア市民権がオーストラリア連邦という共同体の完全かつ正式な構成員であること示すものであること、オーストラリア市民権が相互の権利及び義務を含む共通の結びつきであることを承認したことを宣言している。権利及び義務の相互性について言及

248) *Commonwealth Electoral Act 1918* (Cth) s 93(8) (a).

249) *Ibid* s 93(8) (b).

250) *Ibid* s 93(8AA).

251) *Electoral and Referendum Amendment (Electoral Integrity and Other Measures) Act 2006* (Cth) s 15.

252) 233 CLR 162 [10].

253) *Ibid* [8].

している点は共同体の構成員という文脈においては重要である。深刻な犯罪は構成員としての権利の1つ、すなわち投票権を一時的に停止させることを正当化する。」²⁵⁴⁾

なぜ選挙権の停止が正当化されるのか。それは、「市民としての責任及び法の支配に対する敬意は民主的政治参加の前提条件であるから、深刻な犯罪を犯したことによって共同体に対する敬意を大きく欠くことを示した者に対して、社会が投票権を一時的に制限することは正当化される」²⁵⁵⁾からである。

もちろん義務に違反したからと言って直ちに市民権が剥奪されるわけではないが、上記に示したように、一定の制裁若しくは市民権に伴う権利の制約、または市民権を剥奪する際の根拠として機能している²⁵⁶⁾。

5. 終わりに

以上、2007年オーストラリア市民権法を概観し、市民権の取得と喪失に関する規定を中心に分析を行った。

本稿においても見たように、オーストラリア市民権法には、オーストラリア市民として相応しくない者を排除する機能がある。どのような者が相応しいのかについては時代によって異なるが、上記に見たように現行法体制では、かつての白豪主義とは異なり、市民としての固有の責任・市民としての価値を共有しない者を排除している。ここにはテロ対策も含まれている。

このように、オーストラリアでは、市民としての責任・価値を強調して統合の実現を目指す政策を次々と展開しているが、市民権テストに対して指摘されているように、その実質的内容は、普遍的価値に基づく緩やかな統合となっているのが現状である。

254) Ibid [12].

255) Ibid [14].

256) この点については [3.3.3(2)] 参照。

したがって、まさにオーストラリアは、二重市民権の容認の文脈において示されたように、Joppkeが指摘する、「取得しやすく、特定の外国人と市民とを明瞭に区別できない権利（とわずかな義務）を備え、希薄なアイデンティティを冠した、軽いシティズンシップ」²⁵⁷⁾を形成していく潮流にあると言えよう。

本稿は、2007年オーストラリア市民権法に着目した。今後、オーストラリアがどのような市民権政策、特に市民統合政策を取るのか、見通しは不明である。市民統合を実現するには市民権法だけではなく、他のアプローチ（例えば教育など）もあるが、本稿では扱っていない。他の市民権政策については今後の研究課題とする。

※本研究は、公益財団法人村田学術財団から助成（研究課題名「自由・民主主義という普遍的価値による統合の実現と外国人の帰化条件—オーストラリア市民権法2007年改正からの示唆—」）及びJSPS科研費16K16980を受けたものである。

※本稿脱稿後、浅川晃広『オーストラリア移民法解説』（日本評論社・2016年）に接した。

257) ヨブケ・前掲注(166)205頁。